

入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月8日

宮城県道路公社理事長 小野寺好男

1 入札に付す事項

- (1) 委託業務の名称 平成30・31・32・33・34年度 仙台松島道路料金收受業務委託
- (2) 委託業務の場所 一般国道45号 主要地方道仙台松島線
宮城郡利府町春日から東松島市川下まで
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- (4) 委託業務の内容等 料金收受業務 24時間
料金集金業務 1日1回
公衆便所清掃業務 1日1回 6料金所（7箇所）
その他道路管理業務への協力
- (5) 支払条件 前払金 無 部分払 有（月払）
- (6) 入札方式 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）

2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

事業所に関する条件
① 宮城県内に本社（店）又は支社（支店）若しくは営業所（以下「支社等」という。）を有し、入札参加資格審査書類申請日において下記イ、ロ及びハのいずれかの宮城県（以下「県」という。）における入札参加登録を受けていること。 イ)建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9条。以下同じ）第4条の規定に基づく入札参加登録 ロ)財務規則（昭和39年宮城県規則第7号。以下同じ）第104条及び第105条の規定に基づき定めた「建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程」（昭和61年宮城県告示第1243号）第6条の規定に基づく入札参加登録 ハ)財務規則第95条第1項及び第104条第1項の規定に基づき定めた「物品調達等に係る競争入札参加資格等に関する規程」（平成9年宮城県告示第1275号）第4条の規定に基づく入札参加登録
② 支社等には、契約の見積、入札、契約締結等の権限を持った者（以下「受任者」という。）が常勤し、上記県入札参加登録において受任者登録がなされていること。
③ 宮城県内における支社等で、平成29年11月30日の時点で営業年数を1年以上有し、前年度の法人県民税・事業税を申告していること。
業務経験等に関する条件
① 有料道路※における料金所において料金收受業務の実務経験として実際に勤務した日数（有給休暇等を除く。）が平成29年11月30日の時点で通算して195日以上あること、かつ、料金所長又は料金副所長など名称の如何を問わず管理者として実際に勤務した日数（有給休暇等を除く。）が195日以上ある者を現場代理人として、原則当該委託業務の契約期間中継続して配置できること。 ただし、料金收受業務の実務経験には現場代理人、料金所長、料金副所長など名称の如何を問わず管理者として実務を行った経験は含めないものとする。
② 有料道路※における料金所において料金收受業務の実務経験として実際に勤務した日数（有給休暇等を除く。）が平成29年11月30日の時点で通算して195日以上ある者を料金所長及び料金副所長として、原則当該委託業務の契約期間中継続して配置できること。 ただし、料金收受業務の実務経験には現場代理人、料金所長、料金副所長など名称の如何を問わず管理者として実務を行った経験は含めないものとする。なお、現場代理人は、料金所長を兼ねることができる。
③ 有料道路※における料金所において料金收受業務の実務経験として実際に勤務した日数（有給休暇等を除く。）が平成29年11月30日の時点で通算して195日以上ある者を配置予定収受員（収受長、収受主任、収受員）全体の3分の1以上である26名以上確保し、原則当該委託業務の契約期間中継続して配置できること。また、これらの者の中から事務責任者（収受長）（6名）を選任し、各料金所に当該委託業務の契約期間中継続して配置できること。 ただし、料金收受業務の実務経験には現場代理人、料金所長、料金所副所長など名称の如何を問わず管理者として実務を行った経験は含めないものとする。
④ 現場代理人、料金所長、料金副所長及び収受長は入札参加資格審査書類申請日において当該委託業務の入札業者に帰属していること。
※東日本・中日本・西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社並びに地方道路公社等（以下「道路事業者」という。）の管理する有料道路及び道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般自動車道をいう。
その他
① 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人にあつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加できない。
② 入札参加資格審査書類申請日から過去2年以内において次の各号の一に該当したと認められる者は、入札に参加できない。 (1) 契約の履行にあたり、不正な行為を行い、著しく宮城県道路公社（以下「公社」という。）の信用を失墜せしめた者 (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者 (3) 落札者が契約締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者 (4) 監督又は検査の実施にあたり、公社職員の職務の執行を妨げた者 (5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

- (6) 会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 (7) その他会社に著しく損害を与えた者
 (8) 経営悪化や不適切な行為などにより、他の有料道路事業者から収受業務の契約解除または取引停止の処分を受けた者
 (9) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過していない者を契約の履行にあたり代理人、支配人又はその他使用人として使用した者
- ③ ②に該当する者を、入札又は見積の代理人として使用することはできない。
- ④ 次の各号の一に該当すると認められる者は、入札に参加することができない。
- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立をしたとき。
 (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の申立をしたとき。
 (3) 手形・小切手が不渡りになったとき。
 (4) 銀行取引停止のとき。
 (5) その他、経営状態が著しく不健全であるとき。
- ⑤ 「宮城県建設工事参加登録業者指名停止要領」又は「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領」の規定に基づき指名停止又は資格制限を受けている者は、入札に参加できない。
- ⑥ 公社入札契約暴力団排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
- (1) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められるとき。
- (4) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

3 担当課

区分	担当班	電話番号	住所
入札担当課	宮城県道路公社 総務部営業管理課	022-263-0567	〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号

4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所
設計図書等の閲覧及び貸出	平成29年12月8日（金）から 平成29年12月21日（木）まで	仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 ふるさとビル4階 宮城県道路公社総務部営業管理課
質問の受付	平成29年12月8日（金）から 平成29年12月18日（月）まで	仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 ふるさとビル4階 宮城県道路公社総務部営業管理課
回答書の閲覧	平成29年12月21日（木）から 平成29年12月28日（木）まで	仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 ふるさとビル4階 宮城県道路公社掲示板
審査書類受付締切	平成29年12月21日（木） （同日まで到着したもののみ有効。配達証明付郵便に限る。）	〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 宮城県道路公社総務部営業管理課
審査結果通知	平成29年12月28日（木）までに文書で通知	
入札日 （業務提案書、業務理解度受験者届提出日）	平成30年1月15日（月） 午後1時30分から	仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 ふるさとビル4階 宮城県道路公社社会議室
業務理解度試験	平成30年1月18日（木） 午前10時00分から 午前10時30分まで	仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 ふるさとビル4階 宮城県道路公社社会議室
入札結果の公表	落札決定した日の翌日 ※なお、契約締結時期は1月末の予定	宮仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 ふるさとビル4階 宮城県道路公社掲示板及び宮城県道路公

		社ホームページ(http://www.miyagi-dourokousha.or.jp/)
--	--	--

(注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

(注2) 設計図書等とは、料金收受業務委託要領、当該委託業務に係る入札説明書、仕様書及び契約条項をいう。

5 入札手続等

(1) 入札参加資格の確認等

イ この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を4に示す期限内に1部提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、書類の提出は郵送（配達証明付）に限るものとし、公社への持参による提出は認めない。また、書類の到達についての問い合わせには一切応じない。

- ① 入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）
- ② 事業所確認調書（別紙様式第2号）
- ③ 入札参加資格確認調書（別紙様式第3-1号～第4-2号）
- ④ 県の入札参加登録受け付けの写し（支社等の場合は受任者登録がなされている必要があるため、宮城県に提出した委任状の写しも添付すること。）
- ⑤ 入札保証金免除申請書（入札保証金及び契約保証金の免除を希望する場合・別紙様式第5号）
- ⑥ 入札参加資格確認申請書に記載の住所、会社名、対応する郵便番号を記載し、82円分の切手を貼った封筒（審査結果通知用）
- ⑦ 書類について、公社から問い合わせの際の問い合わせ先となる担当者の名刺

ロ イに示す書類を提出後、さらに審査に必要な書類の提出を求めることがある。

ハ 入札参加資格の審査結果については、4に示す期日までに通知する。なお、入札参加資格を有すると認められなかった者は、前項の通知を受けた日から起算して3日以内（休日等を除く。）にその理由について書面で問い合わせをすることができる。

(2) 当該委託業務に係る入札説明書、仕様書及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するほか、希望者に貸し出す。

イ 閲覧及び貸出の期間及び場所は、4に示すとおりとする。

ロ 設計図書等に対する質問について

- ① 設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書又は公社のホームページ(アドレス<http://www.miyagi-dourokousha.or.jp/>)からダウンロードした質問書様式に記入の上、4に示す期間内に3の受付担当課に提出すること。
- ② 質問書に対する回答書は、4に示す期間及び場所で閲覧に供する。

(3) 入札の日時、場所等

入札の日時及び場所は、4に示すとおりとする。

6 入札方法等

(1) この入札は、入札価格、業務提案及び業務理解度試験により総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式とする。

配点は入札価格70点、業務提案20点、業務理解度試験受験10点とする。

イ 入札価格

- ① 調査基準価格を設定する。
- ② 入札価格に占める人件費（社会保険料を含む。）率を設定する。
90%
- ③ 予定価格に占める入札価格率の下限を設定する。
80%
- ④ 評価点の算出

有効な入札を行った入札者に対して、次の算出式により評価点を算出する。

評価点 = 70点 × 最低入札価格 / 入札価格 （小数点第3位以下切り捨て）

ロ 業務提案

- ① 会社の経営方針・業務に対する理解度
- ② 業務開始に向けての準備
- ③ 業務管理体制
- ④ 社員教育の方針及び研修計画

ハ 業務理解度試験

有効な入札を行い、かつ、有効な業務提案書の提出があった入札者に対し、業務理解度確認のための筆記試験を行う。

受験対象者は、配置予定者として届出のあった現場代理人1名、料金所長又は料金副所長の中から2名を選出した合計3名とし、3名の平均点（小数点第3位以下切り捨て）を入札者の評価点とする。

なお、真にやむを得ない事情がある場合は、配置予定者として届出のあった者の中から受験対象者を変更することができる。

※詳細については入札説明書、料金收受業務委託要領（以下「要領」という。）による。

(2) 宮城県内に支社等を有している場合は、受任者が入札を行うものとする。ただし、受任者は代理人を定め入札見積に関する一切の権限を委任することができる。

(3) 入札参加にあたっては、入札会場に入札参加資格確認結果通知書を持参し、確認を受けること。

(4) 郵送、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金

要領第4条の4の規定による。

8 業務委託費内訳書の提出について

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内の価格で有効な入札を行った者は、入札書に記載されている入札金額に対応した業務委託費内訳書（仕様書に基づき作成すること。）を入札執行者に提出するものとする。
- (2) 提出された業務委託費内訳書により、6(1)イ②に示す入札価格に占める人件費（別添設計図書等の料金收受業務費における人件費（A）、料金集金業務費の人件費（C）及び公衆便所清掃業務費の人件費（D）を含む。）率を確認する。
- (3) 業務委託費内訳書は、返戻しない。

9 業務提案書の提出

- (1) 提出時期及び提出場所
入札当日に用意するものとする。ただし、入札価格が予定価格の範囲内の価格で有効な入札を行った場合に、開札後に業務提案書を入札執行者に提出するものとする。
入札当日以外での業務提案書の提出は受け付けない。
- (2) 提出する業務提案書の内容及び作成要領
入札説明書による。
- (3) 提出された業務提案書は返戻しない。
- (4) 業務提案書の審査及び評価に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。

10 業務理解度試験

- (1) 8に示す有効な入札をし、かつ、有効な業務提案書の提出があった入札参加者についてのみ、4に定める日時において業務理解度確認のための筆記試験を行うものとする。
- (2) 受験者は、配置予定者として届出のあった現場代理人1名と料金所長又は料金副所長の中から2名を選出した合計3名とし、(1)の条件を満たした場合においてのみ、開札後に受験予定者として業務理解度受験者届を入札執行者に提出するものとする。
入札当日以外での業務理解度受験者届の提出は受け付けない。
- (3) (2)に定める届出を提出した後は、受験者の変更は原則認めない。ただし、真にやむを得ない理由により受験できない場合は、入札参加資格審査書類において料金所長又は料金副所長として申請のあった配置予定者の中から受験者を変更することができる。
- (4) 受験者が3名に満たない場合は、受験することができない。その場合は未受験となり落札者とししない。
- (5) 業務理解度試験問題及び解答は公表しない。

11 落札者の決定方法

- (1) 入札価格、業務提案及び業務理解度試験によって算出された総合評価値が最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札者の決定の経緯及び各総合評価値の内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。

12 入札の無効

- (1) 公社物品の調達等に係る競争入札参加心得（以下「心得」という。）第6条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (2) 契約締結後において、(1)により入札が無効となることが明らかになった場合は、公社の指示に従わなければならない。

13 契約保証金

要領第4条の5の規定による。

14 その他

- (1) 入札参加者は、公社会計規程（以下「規程」という。）及び心得を遵守しなければならない。
- (2) 4に定める入札結果の公表以前の入札結果についての問い合わせには、一切応じない。
- (3) 落札者の決定後、この入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しない。
- (4) 落札者は、この業務に係る委託契約を締結した後において、入札が公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を支払わなければならない。
- (5) 規程、心得及び要領については、公社のホームページ（アドレス<http://www.miyagi-dourokousha.or.jp/>）において閲覧することができる。
- (6) 落札者は、業務が円滑に執行できるよう自己の費用負担で自ら必要な研修・引継等を行うものとする。